

上三川町デマンド交通運行業務委託に関する公募型プロポーザル審査要領

1 目的

上三川町デマンド交通運行の運行事業者を公募型プロポーザルで選定するにあたり、審査要領を策定することで円滑な審査と、審査の透明性を確保することを目的とする。

2 選定主体

プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により審査を実施する。

3 選定の形式

- (1) 1次選定 書類審査
- (2) 2次選定 プレゼンテーション審査

4 審査対象者

- (1) 1次選定対象者

上三川町デマンド交通運行業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する参加資格を承認された事業者で、期限内に必要な書類の全てを提出した事業者

- (2) 2次選定対象者

1次選定した上位3事業者

5 選定の方法

- (1) 1次選定の方法

1次選定として企画提案書等提出書類を上三川町デマンド交通運行業務委託に関する公募型プロポーザル審査票（以下「審査票」という。）に基づき審査、採点し、総得点が高い順に3事業者を選定するものとする。

- (2) 2次選定の方法

1次選定した上位3事業者によるプレゼンテーションを2次選定として実施する。プレゼンテーションの内容を審査、採点し、総得点の高い順に交渉権第1位及び第2位の候補者各1事業者を選定する。

- (3) その他

ア 1次選定の段階で3位の事業者が複数あった場合には、審査票中、「見積金額」の最も少ない事業者を1次選定する。「見積金額」も同額の場合は、「業務経歴」、「業務の実施体制」の順で審査し、点数の高い事業者を1次選定事業者とする。

イ 2次選定の段階で1位の事業者が複数あった場合には、「企画提案書」の点数が高い事業者を交渉権第1位の候補者とする。「企画提案書」の点数についても同点の場合は「見積金額」、「業務経歴」、「業務の実施体制」、「プレゼンテーション能力」の順で審査し、点数の高い事業者を交渉権第1位の候補者とする。

ウ 参加提案者が1事業者の場合にあっても、1次選定、2次選定を実施し、その各々において提案内容が審査基準を満たすと認められる場合（※）は、その事業者を候補者として選定し、随意契約により委託契約を締結する。

※ 「審査基準を満たすと認められる場合」とは、総得点の7割以上の得点であった場合。

エ 1次選定した上位3事業者がなんらかの事情で全て辞退したときは、実施要領中、「11 企画提案書公募によるプロポーザルの中止等」によりプロポーザルを中止する。